

令和6年度

伊東市教育委員会
自己点検・評価報告書

令和8年1月

伊東市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	教育委員会の活動	2
4	教育委員会が管理・執行する事務	2
5	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	3
6	伊東市教育委員会の自己点検・評価シート	4

伊東市教育委員会の自己点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、令和6年度における伊東市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実・強化を図り、効果的な教育行政を推進します。

なお、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

伊東市では、第五次伊東市総合計画で「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いとう ～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～」という将来像を掲げています。教育委員会では、その将来像の実現のために第十一次基本計画において政策目標を「心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち」とし、その施策を「教育環境の整備」、「未来を創る教育の充実」、「生涯学習活動の推進」、「青少年の健全な育成」、「市民スポーツ活動の推進」及び「歴史・芸術文化の振興」の6項目としています。この6項目に「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」を加えた8項目に属する事業について点検・評価を行いました。

た。

3 教育委員会の活動

本市の教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長と4人の教育委員による合議体の組織として構成され、毎月の定例会開催のほか、必要に応じて臨時会を開催しています。

教育委員会は、合議により所管である学校やその他の教育機関の管理、学校教育施設に関する全般的な事務並びに社会教育、社会体育、学術及び文化に関する事務の管理、執行等について、本市の実情に即した教育行政を推進しています。

これらの教育事務を処理する教育委員会事務局は教育長の指揮監督の下に組織構成され、それぞれの事務を分掌しています。

4 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に定められていますが、伊東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和43年伊東市教育委員会規則第1号）の規定により教育長に委任されているものを除き、次の事務の執行を行うこととなっています。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定する点検及び評価に関すること。
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (7) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (8) 社会教育関係委員・団体等の委員の委嘱に関すること。
- (9) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定及び変更に関すること。

5 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務は、伊東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により教育長に委任されたものについて、伊東市第十一次基本計画で教育委員会教育部各課が定めた方策を実現するための事業を推進しました。

- (1) 小・中学校の規模と配置の適正化の推進
- (2) 学校施設の環境整備及び老朽化対策
- (3) 学校給食センターを最大限に活用した食育と地産地消の推進
- (4) 最先端のＩＣＴ教育環境整備の充実
- (5) 「学びに向かう力」の育成
- (6) 「人として備えたい力（人間性）」の育成
- (7) 「命を守る力」の育成
- (8) 教育的支援体制の充実
- (9) 地域社会との連携推進
- (10) 待機児童対策の推進
- (11) 多様な保育事業の推進
- (12) 保育及び幼児教育の充実
- (13) 情報提供、相談体制の充実
- (14) 幼稚園及び保育園の再配置計画の策定
- (15) 市民の自主的生涯学習活動の推進
- (16) 生涯学習団体の情報提供の充実
- (17) 魅力ある図書館の構築事業の推進
- (18) 声かけ・あいさつ運動の推進
- (19) 次世代を担うリーダーの育成
- (20) スポーツ団体の支援
- (21) 社会体育施設等の充実
- (22) 市民の健康維持及び体力向上
- (23) 文化財の保護・保存
- (24) 歴史に触れる機会の提供
- (25) 芸術文化活動の支援

6 令和6年度 伊東市教育委員会自己点検・評価シート

【評価基準】

A	期待される成果が得られた（目標とされる基準の概ね90%以上達成）
B	ほぼ期待どおりの成果が得られた（目標とされる基準の概ね80%～90%達成）
C	ある程度の成果が得られた（目標とされる基準の概ね60%～80%達成）

D	成果が少なかった（目標とされる基準の概ね30%～60%達成）
E	成果がほぼなかった（目標とされる基準の概ね30%未満）
—	評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかった場合 等）

(1) 教育委員の活動 及び 教育委員会が管理・執行する事務

No.	担当課	施策名	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
1	教育総務課	—	教育委員会の活動	教育委員会会議の運営・運営改善	A	A	・ 予定した定例会（12回）全てを開催し、案件64件（議決事項20件・報告事項24件・その他事項20件）を審議した。 ・ 定例会開催前の資料配布を求め、議事内容の理解を深めた上で会議に臨んだ。	議案の円滑かつ正確な審議に努めるとともに、審議に必要な情報が網羅され、専門用語を排した分かりやすい資料の作成と、資料の事前配付により、内容の把握に努める。
2				教育委員会の会議の公開、市民への情報発信	A	A	・ 定例会の公開を基本としたが、内容により一部非公開とした。 ・ 定例会の開催日時や会議録を速やかに市ホームページに掲載し、会議内容の公開に努めた。年間の傍聴者数は0人であった。	定例会の開催日時や会議録を市ホームページに掲載し、周知に努める。
3				教育委員会と市長・市長部局との連携	A	A	学期ごとに市長と教育行政の施策等について意見交換を行った。	教育委員会側からも必要に応じて総合教育会議の開催を要請するとともに、継続して市長と意見交換を行うなど、更なる連携を深め本市教育行政の推進を図る。
4				教育委員の自己研さん	B	A	教育委員の出席を要する会議や研修、意見交換会に積極的に出席し、市内及び他市町の情報収集を行ったが、さらなる研さんのため、学校現場へ訪問を増やす必要があった。	・ 教育現場の実情を知るため、積極的に足を運び関係者との意見交換を行う。 ・ 県主催の研修等に積極的に参加するとともに、研修効果を上げるため、研修内容の共有化を図る。
5				園、学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A	A	教育委員が学校等を訪問した際、関係者と意見交換を行い、その内容を定例会等で報告することにより、教育委員会内での共有を図った。	・ 学校教職員との円滑な意見交換を行うため、行事等訪問機会を増やす。 ・ 集約した意見は定例会で報告する。
6	教育総務課	—	教育委員会が管理・執行する事務	教育に関する事務の管理・執行の基本的な方針に関すること	A	A	新年度の事業執行に当たり、教育行政の基本方針・教育指導課指導の重点等の協議・決定を行った。	日々の活動で得た教育現場の意見を方針に反映させる。
7				教育委員会規則、その他規程の制定・改廃に関すること	A	A	・ 条例1本を改正した。 ・ 規則8本、要綱2本、内規2本を改正した。	例規の迅速かつ的確な審議を心がける。
8				学校その他の教育機関の設置・廃止に関すること	A	A	・ 法的な審議事項とすべき案件はなかったが、市長との意見交換においても学校の適正規模及び配置を議題とした。 ・ 教育問題懇話会に「伊東市立小・中学校における適正な学校規模及び配置のあり方について」を諮問し、答申を受けた。	教育問題懇話会からの答申に基づき、宇佐美地区、旧市街地地区、市街地近郊の住宅地区及び対島地区の具体的方策を明記した「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針（後期方針）」を策定し、市長が招集する総合教育会議にて協議していく。

No.	担当課	施策名	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
9	教育総務課	—	教育委員会が管理・執行する事務	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事	A	A	伊東市が抱える課題を解決できる教職員の配置を行った。	教師の適性を把握しつつ本市の課題解決を図るための適正配置とともに、教職員の一層の服務規律の遵守を求める。
10				教育委員会の管理・執行の状況について点検及び評価に関する事。	A	A	P D C A サイクルを意識し、点検評価を行い、次年度の事業内容に反映させた。	・点検評価方法による改善の度合いを見極めながら、新たな修正点を探る。 ・自己評価を次年度の事業内容に反映させる。
11				市長が教育に関する予算・事務について議会へ議決を求める際の意見の申出に関する事。	A	A	予算要求の内容報告を教育委員会事務局から受け、定例会の中で教育委員会の意見を明らかにした。	総合教育会議等も活用し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定める議案に対する意見を申し出る。
12				教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。	A	A	重点化事業及び新規事業の予算要求について、定例会にて意見を申し出た。	課題の解決につながる事業・予算であるか、という視点に立った審議を心掛ける。
13				公民館運営審議会委員兼社会教育委員、文化財保護審議会委員及び図書館協議会委員の委嘱に関する事。	A	A	令和6年4月定例会にて公民館運営審議会委員兼社会教育委員1人の委嘱に関する審議を行った。	各会の活動報告を求めるなど、活動内容の把握に努める。
14				学齢児童生徒の就学すべき区域の設定及び変更に関する事。	—	A	対象となる案件はなかった。	「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針(後期方針)」の策定後に各地区に学校再編に合わせ、区域の変更を検討していく。

(2) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

No.	担当課	施策名	目指す姿	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
15	教育総務課	教育環境の整備	児童・生徒が学習しやすい環境が整っている	小・中学校の規模と配置の適正化の推進	「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」に基づき、宇佐美地区、旧市街地地区、市街地近郊の住宅地区及び対島地区の具体的方策を後期方針として策定していく。	A	A	教育問題懇話会に「伊東市立小・中学校における適正な学校規模及び配置のあり方について」を諮問し、答申を受けた。	教育問題懇話会からの答申に基づき、宇佐美地区、旧市街地地区、市街地近郊の住宅地区及び対島地区の具体的方策を明記した「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針(後期方針)」を策定し、市長が招集する総合教育会議にて協議していく。
16				学校施設の環境整備及び老朽化対策	学校施設全体の長寿命化を検討するとともに、トイレ等の設備の計画的な改修と併せ、危険度を踏まえた修繕に取り組むことにより、安全で良好な教育環境を確保します。	A	A	学校から修繕要望のあった箇所に対して、実施可能なものは速やかに対応し、長期的な対応が必要な案件については改修計画に基づいた学校設備の維持管理を行った。 小学校147件/1,928万円、中学校115件/1,621万円 次の改修工事を行い、学校施設の環境改善・安全対策を図った。 南中学校校舎トイレ改修工事(令和5年度から繰越) 大池小学校校舎照明設備LED化工事 八幡野小学校校舎照明設備LED化工事 小中学校特別教室エアコン設置工事(R7年度へ繰越)	・当初予算に加え生活環境向上対策予算も活用しながら、緊急性・危険性の高い案件から修繕を実施し、子どもたちの安全を守る。 ・修繕では対応できない案件については、長寿命化に配慮した工事を計画的に実施し、安全・安心な学校環境の整備を図る。 ・夏場の暑さ対策や蛍光灯の製造終了など、現代の情勢に適した学校施設の環境整備を推し進める。
17				学校給食センターを最大限に活用した食育と地産地消の推進	老朽化著しい調理場を学校給食センター受配校に拡充するなど、調理場の集約を進めるとともに、市と委託業者が連携を深め、安全安心な給食の提供及び資質向上を図ります。また、児童生徒が地元食材に親しみ、理解を深めるための献立の工夫に努め、学校給食を活用した地産地消の推進に取り組みます。	C	B	各学校、受配校における食育については、栄養教諭・学校栄養職員による食育の年間計画を作成することで体系的な食育指導を実施し、食育の推進に取り組むことができた。 地産地消推進事業は、平成28年度から実施している事業であり、市が地産地消推進事業費として経費を負担することで、伊東産の野菜やくだもの、県内産の食材など市価よりも高価な食材を調整して、年間を通じて計画的に導入することができたが、漁協の事業縮小、農協は天候に左右されることが多く、納入不可となることで活用率が低下したことから前年比を下回る結果となってしまった。 【評価指標:給食食材で使用する地元食材の割合 令和5年度4.8%、令和6年度4.0%】	毎年、調査を学校給食週報と同じ時期の11月第2週に設定しているが、給食無しの日があるため第3週の調査とした。学校給食週報の調査が全校を対象にしないことや隔年実施に変更されたことを受け、調査時期の変更を検討したいが、例年実施の時期と異なる場合、前年比較できなくなることから現状維持とした。しかし、現在の対象月では地場産の食材が少ない時期であるため、今後は、実施時期の変更も考慮していきたい。(ただし、調査対象月を変更した場合には、初年度の評価は、参考値としての考慮も必要であるため、実施年、実施月について今後の検討課題としたい。)
18				最先端のICT教育環境整備の充実	GIGAスクール用端末(タブレットPC)の児童生徒・教職員1人1人体制の維持・拡充や、校内無線LAN環境の維持・拡充、電子黒板の整備、デジタル教材を活用できる環境の整備など、ICTを活用できる学習環境を整え、学校全体の情報環境整備を推進する。	A	A	ICT教育を推進するための環境整備として、児童生徒数3,266人に対して、GIGAスクール用端末3,723台を整備し、1人1人体制を維持することができた。また、校内無線LANにネットワーク障害により授業が滞ることがないよう適切な維持管理を行った。	GIGAスクール用端末の1人1人体制の維持を行うとともに、導入から5年となる機器の更新、校内無線LAN環境の特別教室等への拡充や特別教室への電子黒板整備など、更に情報環境整備を推進していく。

No.	担当課	施策名	目指す姿	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
19	教育指導課	未来を創る教育の充実	子どもたちが夢や希望を育むことのできる魅力ある学校	「学びに向かう力」の育成	確かな学力の向上、外国語教育の充実、ICT機器の効果的な活用等により育成する。	A	A	授業内でICT機器が使用される場面が大幅に増加し、情報共有や資料提示などで活用されている。全国学力・学習状況調査の質問調査でも、授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいるとの回答が小学校中学校ともに9割を越えており、自分の考えを表現する力や他の意見を聞き取る力が身に付いてきている。	授業や学級活動などでのICT機器の活用は進んでおり、教員の研修も進んできているが、学校生活において、授業以外でも活用することで更なる魅力ある学校づくりを推進していく。
20				「人として備えたい力(人間性)」の育成	社会性や規範意識の定着(あいさつの心の醸成(道德教育の充実)をする、小中学校の各段階におけるキャリア教育の推進等により育成する。	A	A	道德の授業では、他者の意見を尊重するための意見交換の場の設定や自らの意見を全体に伝える場を多く設定していく中で、社会性や規範意識の定着や思いやりの心の醸成を推進してきた。全国学力・学習状況調査で、道德の授業で自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるとの回答が小学校中学校ともに8割を超え、自分の意見を他者に聞いてもらったり他者の意見を受け入れたりする機会が増えている。	児童生徒の自己肯定感の向上を目指して、道德授業と各教科での授業両面で人権意識を高める授業を実践し、自他を尊重する態度を育成していく。
21				「命を守る力」の育成	危険を未然に回避する力や緊急時の対応力の育成、健康的な生活習慣の定着、運動能力の向上により育成する。	A	B	避難訓練の実施については、事前予告なしで取り組むなど、実際に想定した危機管理能力の育成を目指す取組が行われている。また不審者侵入時の対応については、各校独自の合言葉等を設定し、防犯訓練を行ったり、各教室に掲示したりすることで意識の向上を図っている。健康的な生活習慣については、養護教諭が発行する「保健だより」等で、子供だけでなく保護者への情報提供や啓蒙を行っている。運動能力の向上については、小学校において、県が実施している「体力アップコンテスト」への参加を活用するなど、各校で取り組んでいる。	災害や犯罪から命を守るという視点だけでなく、「自分の命を大切にする」という視点で、自己肯定感を高めたり、悩みや困っていることを気軽に相談できる体制づくりを進めたりするなど、強い心の育成、命を守る意識の向上を図る取組を行っている。
22				教育的支援体制の充実	支援員の適正な配置、教職員の研修強化、校内及び市就学支援委員会の充実、いじめ対策及び不登校対策の推進等により教育的支援体制の充実を図る。	A	B	不登校対策のひとつとして、別室登校の生徒たちを支援する「別室登校相談員」を、すべての中学校に配置したことで、よりきめ細やかな支援ができるようになっている。また、通常学級における特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置が大きな成果を挙げている。年2回の研修会での支援方法の研修や情報交換により、支援員の技能の向上を図った。また、「LITALICO教育ソフト」の全校導入により、特別な支援が必要な子どものアセスメントが容易になり、充実した支援の一助となっている。就学支援にかかる児童生徒は増加しているが、5回行われた市の就学支援委員会では、特別支援教育アドバイザーの意見を参考にしながら、丁寧な審議を行うことができた。	・通常学級にいる特別な支援が必要な子どもへの支援が充実したものになるように「LITALICO教育ソフト」の更なる活用に取り組んでいく。また、通級指導教室の増級や、特別支援学級の新設についても検討していく。 ・今後増加が見込まれる外国人児童生徒への支援体制について検討していく。
23				地域社会との連携推進	郷土愛の醸成、地域活動への積極的な参加、学校運営に関する情報発信を通じて地域社会との連携推進を図る。	A	A	社会科、生活科、総合的な学習などで地域人材を活用して学習している。特に、コミュニティ・スクールを導入した学校では、地域コーディネーターの協力により多くの方に協力いただき地域の良さを知ることができている。また、児童生徒の活動の報告を学校便り等を通して地域に情報発信している。	より充実した学習となるように地域の方との打ち合わせを丁寧に行い、学習を進めていく。また、個人情報に留意し取組の様子を地域に発信していく。

No.	担当課	施策名	目指す姿	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
24	幼児教育課	保育及び幼児教育の充実	子育てと仕事が両立できる	待機児童対策の推進	保育施設の環境整備や幼稚園預かり保育等の運営を充実させ、待機児童対策を推進する。	A	A	公立施設の改修事業による保育環境の改善や、幼稚園7園での預かり保育の実施に努め、令和7年4月1日現在の待機児童数は0人となっており、令和5年4月から継続している。	引き続き公立施設の環境整備に努めるとともに、幼稚園預かり保育の開所日数等の拡充を図り、待機児童対策を推進していく。
25				多様な保育事業の推進	多様化する子育てニーズに対応し、多様な保育事業を実施して、働きながら子育てができる環境整備に努める。	B	A	保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供するため、延長保育、一時預かり、病児保育を実施して、延べ5,012人の利用があった。また、玖須美保育園において医療的ケア児1名の受け入れを行った。	・延長保育の実施がない公立園で開所時間の延長を検討するなど、保護者の保育サービスを見極めながら保育サービスの向上を推進していく。 ・6年度の看護師採用に伴い、富士見保育園において病児保育を実施予定。公立園全園での実施を目指し、引続き看護師の採用計画を行う。また、医療的ケア児受け入れ実績を基に、更なる受入れ環境の整備に取り組んでいく。
26				保育及び幼児教育の充実	教育・保育現場の人材確保や職員の質の向上に努め、安全・安心な教育環境及び保育の充実を図る。	A	A	市主催のオンライン研修を実施して、保育園・幼稚園の職員88人が参加し、保育の質の向上に努めた。また、教育・保育現場で働く会計年度任用職員を保育園49人・幼稚園46人任用し、人材確保に努めた。	市主催の研修は、研修テーマを工夫して更なる内容の充実を図る。引き続き、会計年度任用職員を雇用して、教育・保育現場の人材確保に努めていく。
27				情報提供、相談体制の充実	保護者の保育ニーズに対応したサービス内容の情報提供に努め、相談体制の強化を図る。	B	A	保育コンシェルジュを配置して利用者支援事業を実施し、幼児教育課窓口で年間733件の情報提供・相談業務に努めるとともに、地域への出張相談業務を実施した。また、市内7か所に子育て支援センターを開所して子育て支援活動の充実を図った。	引き続き保育コンシェルジュによるきめ細かな相談業務に努めるとともに、地域への出張相談など取組強化を図る。子育て支援センターにおける開設時間の見直し等、子育て支援活動の内容の充実を図る。
28				幼稚園及び保育園の再配置計画の策定	少子化及び多様な社会構造に対応するため、幼稚園及び保育園の認定こども園を見据えた再編に努める。	A	A	「伊東市立幼稚園・保育園の再編及び認定こども園整備に向けた基本方針」を策定し、公立園での認定こども園設置に向けた準備を進めた。また、認定こども園の視察を実施した。	・宇佐美保育園の早急な機能移転に当たって、宇佐美幼稚園及び宇佐美小学校による幼保連携型認定こども園(サテライト方式)設置を進めることとし、今後は、保護者や地域の理解獲得に努める。 ・幼保連携型認定こども園設置に向け、ワーキンググループを実施して、保幼の職員による具体的な幼保連携型認定こども園の姿を検討する。

No.	担当課	施策名	目指す姿	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
29	生涯学習課	生涯学習活動の推進	生涯にわたる学びや活動に参加し、豊かさを享受できる	市民の自主的生涯学習活動の推進	毎年度開催している市民大学、いであ大学、楽しく学ぶ子育て講座等の各種講座に関し、内容の充実に努めるとともに、バラエティに富んだタイムリーな講座を開催する。	A	B	市民大学では、これまで春(前期)と秋(後期)に集中して講座を開設していたが、6年度からは前期・中期・後期の三期制とし、5月から翌年3月まで通年で講座を実施した。また、新たな参加者を獲得するため、通常の平日開催ではなく、土曜開催も試験的に実施した。これらにより、講座回数が増え、ニーズの高い多彩な講座を展開でき、生涯学習の機会をより多く提供できた。	参加者は高齢世代が中心であるため、今後は子育て世代も参加しやすい講座を展開していく。また、市民のニーズに合った講座を継続的に提供できるよう、引き続き情報収集に努める。
30				生涯学習団体の情報提供の充実	市内で活動しているサークル等団体の情報について、生涯学習情報誌「まなびのとびら」やホームページへ掲載するほか、SNS等を活用し積極的な広報を行う。	A	B	生涯学習情報誌「まなびのとびら」は、約2か月ごとに内容を見直し、更新情報をHPに掲載することで、最新の情報を届けるよう努めた。また、団体の希望に応じて後援事業をHPで紹介する取組を継続したことで、より積極的な広報ができた。	今後も、広報というやHPなどの媒体を活用した情報発信を継続しつつ、SNSによる各種事業の周知をさらに強化することで、生涯学習団体の登録拡大につなげていく。
31				魅力ある図書館の構築事業の推進	魅力ある図書館の構築に向け、様々なイベントや企画展等を実施して来館者の増加を目指す。	C	A	外壁の崩落により臨時休館となり、臨時窓口を設置し、その間、予約本の貸出しと返却業務のみ継続したため、前年度に比べ来館者数は大幅に減少した。一方、外壁の崩落直前までは、利用者の興味関心が広がる内容の企画展示や読み聞かせ講座、ワークショップ等のイベント等を実施することができた。	・今後も図書館の魅力も発信できる企画を実施するよう努める。 ・新図書館建設事業は令和7年5月の市長選挙の結果を受け、事業が白紙となったが、現図書館の老朽化や開架スペース・駐車場等の不足など、敷地・建物条件により解消されない課題が残ることから、今後、新たに就任する市長の意向を確認する中で、改めてゼロベースで今後の方向性を検討していく。
32					創造拠点となる新図書館建設事業を進め、図書館機能の充実や施設の充実、サービスを向上し、新規利用者の確保や潜在利用者の利用を促進する。	B	C	従来計画のコンセプトや概念は維持しつつ、令和5年度に実施した「再設計後も残したい機能」のアンケート結果を反映し、蔵書スペースの一部縮小や諸室の統合等によって、施設全体の規模縮小を図る再設計業務を完了した。	
33	生涯学習課	青少年の健全な育成	次代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性を身に付け、地域とともに健やかに育つことができる	声かけ・あいさつ運動の推進	青少年が生まれ育った地域で元気に活動できるように声かけ・あいさつ運動を推進し、積極的に地域との連携を保てるよう支援する。	A	B	市民一斉活動は今年度も夏・冬の2回実施し、多くの賛同団体と賛同者が参加した。平成22年から続く取り組みであり認知度も高く、学校を中心に地域や企業へと協力の輪が広がっている。また、今年度は新たな取り組みとして、SNSを積極的に活用し、一斉活動前にはカウントダウン方式で毎日投稿したほか、AIで制作した「あいさつ運動オリジナルソング」をSNSに公開するなど、活動全体の機運醸成に努めた。	より多くの市民や市内事業者に活動を知ってもらうため、令和6年度に引き続き、SNSを活用した情報発信を継続していく。紙媒体(あいさつ運動瓦版)とオンラインの両方を活用して認知拡大と賛同団体の増加を図る。
34				次世代を担うリーダーの育成	青少年の豊かな心とたくましい身体づくりを推進するため、郷土の文化や史跡、恵まれた自然に触れる機会を創出するとともに、地域における行事や奉仕活動へ世代を超えた積極的な参加を促す。	A	A	ふるさと教室及び夢チャレンジくらぶでの活動を通じてリーダー育成に努め、令和6年度の夢チャレンジくらぶに新たに参加した者の中から17人が静岡県青少年指導者認定(初級)を受けた。また、令和5年度から実施している青少年育成プログラム“みち”では、高校生5人と小学生30人による集団生活・宿泊研修により、自分達で考え、行動することをでき、リーダーの育成を行った。	これまでの対象者は小学生高学年から高校生までだったが、今後は次世代のリーダーを育成することに加え、切れ目なく各世代に郷土愛を育むことが重要だと考えていることから、大学卒業後に本市に定住してもらうためにも、対象範囲を大学生まで広げることを検討していく。また、アンケート等により、参加者のニーズを正確に把握し、教室や研修の質の維持・向上に努め、より多くの児童・生徒が参加できる内容を検討していく。

No.	担当課	施策名	目指す姿	事業(基本的な取組)	事業概要	評価	前回評価	取組内容・成果	今後の方向性
35	生涯学習課	市民スポーツ活動の推進	気軽に快適にスポーツに取り組むことができ、生涯にわたって健康を維持することができる	スポーツ団体の支援	市民一人一スポーツの実現に向け、スポーツに取り組む団体及び個人の活動を支援する体制を整える。	B	B	体育協会(現:スポーツ協会)加盟団体への支援を実施し、団体数の維持に努めているが、団体役員の高齢化等により、活動継続が困難な団体がみられる。個人支援としてはスポーツ賞賜金の交付を実施しており、個々の技量の向上や賞賜金に対する周知が進んだことから申請件数が増加傾向である。	スポーツ協会加盟団体への支援及び団体数が維持向上するよう努めるとともに、ニュースポーツの普及を通して新規加盟の促進を図る。スポーツ賞賜金については、引き続き制度の周知を図る。
36				社会体育施設等の充実	新規施設の建設のみならず、既存ストックの有効活用に向け、社会体育施設の設定備更新等を図り、施設の長寿化を実施する。	A	A	誰もが安全・安心にスポーツを楽しむことのできる環境づくりの一環として、社会体育施設の設定備更新を実施した。また、令和3年度に新設された伊東市民運動場人工芝の管理業務を実施する等、良好なスポーツ環境が継続されるように努めた。	社会体育施設の修繕、設備更新等、必要性の検討を実施し、令和7年度に更新する社会教育施設長寿命化計画に反映する。また、各種団体からの要望事項を傾聴し、施設として保有することが可能な備品等の購入に関し、検討を進めていく。
37				市民の健康維持及び体力向上	社会体育施設の指定管理者と連携し、施設の有効活用の一環としてスポーツ教室を実施する。また、各々の体力年齢を把握できる様、体力運動能力調査を実施する。	C	C	社会情勢を見極めながらスポーツ教室を開催してきたところであり、参加人数は増加傾向であるものの、コロナ禍前の水準までの回復には至っていない。	ニュースポーツの普及など、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境整備を通して、体力向上も図る。
38	生涯学習課	歴史・芸術文化の振興	歴史、芸術文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができる	文化財の保護・保存	指定文化財等への保護や支援に努めるとともに、富戸の魚見小屋修復等事業を実施する。	A	C	伊東市文化財等調査整備事業補助金等の交付により指定文化財の保護に努めた。富戸の魚見小屋修復工事については、令和6年度に事業着手した。	富戸の魚見小屋修復工事は令和7年度に完了したことから、今後は維持管理に努めるとともに、各種講座での活用を図る。
39				歴史に触れる機会の提供	歴史講座、出前講座及び講演会を充実させるとともに、木下奎太郎記念館及び文化財管理センターの充実を図る。	A	A	文化財管理センターで企画展を1回、木下奎太郎記念館で特別展を1回実施するとともに、丁寧な説明に努め、入館者数の増加を図った。	引き続き魅力ある企画展等のイベントを企画し、入館者数の増加に努める。
40				芸術文化活動の支援	伊東市芸術祭を開催し、市民の方々が文化に触れる機会を提供する。	B	B	文化協会、音楽連盟の協力により、前年度より参加者数の増加が見られた。	より広い情報発信とともに、開催日、開催方法及び募集要項の見直し等を検討し、参加者数の増加を図る。